学童保育の発展と児童福祉法改正

植木信一

The Development of Nursery Care for School Age Children and Amendment to the Law of Child Welfare

Shin'ichi Ueki

1. はじめに

社会福祉事業法(1951年)には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業の具体的な規定がされ、児童福祉法(1947年)には、児童福祉施設の種類が明確に規定されている。学童保育所((注1)が、児童福祉施設であるならば、根拠となる法律が存在し、さらに明確な規定が必要であることはいうまでもない。たとえば児童館は、社会福祉事業法においては、「児童厚生施設を経営する事業」(第2条3二)による第二種社会福祉事業として規定され、児童福祉法においては、「児童厚生施設」(第40条)として規定されているので、あきらかに児童福祉施設である。

一方,児童館とは異なる学童保育所はこれまでいずれの法律にも含まれずにいた。つまり,施設として存在していながら,社会福祉事業でも児童福祉施設でもなかったのである。

しかし、1995年度の調査(全国学童保育連絡協議会)において、全国の学童保育所総数は、8千カ所を越えていることがわかる。これは、児童館の4,204カ所(1996年厚生省)の約2倍、保育所の22,438カ所(1996年厚生省)に次ぐ規模であり、既にその存在を無視できないほどの規模に発達し

ている。

そもそも学童保育所は、「子どもの放課後の安全の確保」、「母親の働く権利の保障」、「子どもの発達する権利の保障」の主に3つの観点から、わが国の社会福祉に必要な施設として、その存在をアピールしてきた。また、全国学童保育連絡協議会(1968年~)は、児童福祉法第39条の2「特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる」の条項を根拠法令として、学童保育の法制化にむけたさまざまな取り組みを進めてきた。

そして、1997年6月11日「児童福祉法の一部を 改正する法律」(以下改正法)が公布(1998年4月 1日施行)され、その中で学童保育は「放課後児 童健全育成事業」として法制化されるに至ったの である。第6条の2⑥「放課後児童健全育成事業 とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の 児童であって、その保護者が労働等により昼間家 庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授 業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適 切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成 を図る事業をいう」とされている。同時に、第二 種社会福祉事業として、社会福祉事業法にも位置 づけられた。こうした動向は、学童保育が初めて 法律上明確に位置づけられたという点で、当然歓 迎されるべき動向であるはずである。

2. 研究の視点

児童福祉法の改正によって、学童保育がどのように位置づけられたのかを考察する。具体的には、 築き上げられてきた歴史を重視し、学童保育の発生から今日に至るまでのまでの動向を整理することによって、その継続性の中から明らかにする。

3. 学童保育所の現状

1996 (平8) 年度においては、8605ヵ所 (厚生省育成環境課調べ)の学童保育所が存在する。また、資料3-1をみてもわかるように、増加の一途をたどっていることがわかる。

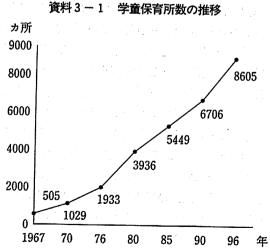
開設場所については、必ずしも一定ではなく、 資料 3-2 のように、多岐にわたって開設されている。

また、新潟県においては、資料3-3の通りである。

4. 学童保育の発展

(1)戦前

明治期において学童保育の萌芽をみることがで



数字は,全国学童保育連絡協議会調べより 1996年の数字は,厚生省育成環境課調べ

きるが、それは、今日の学童保育の流れに直接結びつくものではない。日露戦争開始後、「神戸市婦人奉公会」(明治36年・1906年)により、生計の維持が必要な出征軍人や戦死者の家族のために市内2ヵ所に児童保育所が開設された。また、第一次大戦後は、低所得層の居住地域を中心として発達したセツルメントや隣保館において、児童俱楽部等の名で学童保育が実施され、一部の保育所で低学年児童を対象に保育するところがあった。

(2)戦後 (大阪)

大阪市においては、住吉区の今川学園(園長三木達子)において1948(昭23)年に、学童のための保育を開始したのが、最初であるとされている。ある保育所出身の児童が当時、隣家の金銭を盗むという事件をおこしたことをきっかけに、就学前まで保育してきた子どもを就学したとたんに放任してしまうことの矛盾に対して、児童福祉法第39条の2「特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる」の条項を適用したのである。正式には1950(昭25)年に、今川学園「学童組」として発足した。その後、大阪市立の3つの児童館(#2)にて学童保育が開始される。

また, 1956 (昭31) 年11月, 当時の枚岡市 (東

資料3-2 開設場所 (全国)

	実施ヵ所	割合(%)
児童館・児童センター	1,898ヵ所	22.1%
学校の空き教室	1,706	19.8
専用施設 (学校敷地内)	1,641	19.1
民家・アパート	1,022	11.9
公的施設利用	740	8.6
専用施設 (民有地)	488	5.7
専用施設 (公有地)	408	4.7
保育所	249	2.9
幼稚園	87	1.0
その他	247	2.8
計	8,605ヵ所	100.0%

厚生省育成環境課調べ(1996年)より作成

大阪市)で留守家庭児童が絞殺される事件がおこる。これをきっかけに大阪市青少年問題協議会と大阪市社会福祉協議会の呼びかけで、「学童保育実施に関する研究協議会」が設置され、寄附金などを基に47ヵ所で学童保育所が設置されることになる。

大阪市四貫島小学校においては、警察のいわゆるブラックリストに留守家庭児童の比率が高いことをを重視し、放課後対策を検討した。そして1960(昭35)年、教師の指導とPTAの援助による「ひまわり教育」が誕生し、1966(昭41)年には、市内10校が「不在家庭児童会指定校」に指定され、小学校において学童保育が実施された。

(3)戦後(東京)

1953 (昭28) 年,渋谷区内の卒園児の放課後保 障が不十分であることへの対策として,渋谷区で 保育所の園長が中心となって学童保育所の設置運 動が起こり,区内の小学校への働きかけなどが行 われたが,実現には結びつかなかった。その後, 北区において労働者クラブ保育園の卒園児保護 者,神谷保育園の卒園児保護者を中心として共同 学童保育が実施されるが,運営の困難さから継続 には至らなかった。しかし,1958 (昭33) 年,労 働者クラブ保育園と豊川保育園が中心に町会に働 きかけ、町会運営の「豊島こどもクラブ」が発足。 1961 (昭36) 年からは,北区から年間10万円の補 助金の支給を受けて,学童保育所を運営した。こ

資料3-3 開設場所(新潟県)

放課後児童専用室	25ヵ所
児童館・児童センター	19
公的施設	12
学校の空き教室	9
民家	1
団地集会所	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
その他	3
計	70ヵ所

新潟県児童家庭課調べ(1996年現在)より作成 ただし、中核市所管分を含む事業費補助実績によるヵ 所 うした動きをきっかけに、東京都内に学童保育所が広がりをみせ、公的補助も行われるようになり、 大田区では、公費建設による学童保育専用室「糀谷子どもの家」が開設される。また、1963 (昭38) 年、東京都民生局は「学童保育事業補助費」として520万円を計上した。

た駆的に共同保育された背景には、いずれも労働者の街であったことに注目することができるだろう。生活していく上での必要性から生まれた学童保育所づくり活動は、労働者の草の根的活動によって推進されたのである。それは、時代的背景からも必然的であったといえる。また、1972(昭47)年には、都内23区に勤務する学童保育指導員の正規職員化が実現する。これは、1967(昭42)年の革新都知事の誕生が大きく影響しているが、もっともそれ以前の1962(昭37)年には、東京都学童保育連絡協議会が既に発足しており、学童保育所間の連絡調整を継続的に実施してきた。そうした取り組みの積み上げが、実を結んだ結果ということもできるだろう。

5. 施策の動向

まず、文部省による「留守家庭児童会育成事業」が1966 (昭41) 年に開始される。「留守家庭児童会育成事業補助要網」によれば、週3日以上開所する「留守家庭児童会」に対して、経費の1/3を補助する内容であったが、その予算総額は5,000万円で、全国300カ所に限られたものであった。また、文部省の施策であったため、その位置づけは、学童保育ではなく「社会教育」活動の一種とされた。しかし、留守家庭児童数が増加の一途をたどる状況のなか、文部省は、空き教室の確保困難などの理由から、廃止ではなくあくまで統合であるとして、「留守家庭児童育成事業費補助要網」を1970(昭45)年に打ち切ることになる。その翌年から「校庭開放事業」へ解消され、1977(昭52)年にはさらに「学校体育施設開放事業」に再吸収された。

一方, 厚生省は, 1976 (昭51) 年「都市児童健 全育成事業」を実施する^(ほ3)。予算総額は1億1,700 万円で、補助対象を年間100(人口5万人以上の) 市に限定した(当時の学童保育所のある市区町村 の総数は453自治体である)。その基本方針は、都 市における児童館・児童遊園の十分な整備が図ら れるまでの「経過措置」としての位置づけに止ま るものであった。つまりそれは、1963(昭和38) 年の厚生省「児童館国庫補助」の事務次官通知に おいて「留守家庭児童対策は児童館で行う」とい う考え方があったからである。しかし、結果的に は、1991(平成3)年「放課後児童対策事業」が 実施(184)されるまでの15年間、この「経過措置」は 継続された。

6. 地方自治体の施策

文部省による「留守家庭児童会育成事業」が廃止された時期が、1970(昭45)年で、厚生省による「都市児童健全育成事業」の実施が、1976(昭51)年であるから、1971(昭46)年~1975(昭50)年までが空白期間ということになるが、はたしてこの期間に学童保育は停滞したのだろうか。あるいは、校庭開放事業へ切り換えられたのだろうか。

大阪においては、当初は市の独自施策として継続するところもあったが、閉鎖を余技なくされるところも少なくなかった。ところが、大阪府に誕生した革新府政と、引き続き活動してきた大阪学童保育連絡協議会との交渉によって、大阪府の1972(昭47)年度予算に、留守家庭児童会への補助金額4,000万円(1か所事業費80万円の1/2補助×100ヵ所)が計上された。

東京においては、1972 (昭47) 年に23区の400名 余もの学童保育所指導員を全て「児童厚生員」と して公務員化した。また小金井市においては、そ れに先行して、学童保育指導員の正規職員化が実 施されており、全小学校区に学童保育所が隣接地 に独立施設として設置されている。

名古屋市においては、文部省による「留守家庭 児童会育成事業」によるモデルケースとして学童 保育所(留守家庭児童会)がスタートしているが、 事業の廃止に伴って、すべての留守家庭児童会が PTA委託となり校庭開放事業へと解消される気 配をみせた。しかし、1969 (昭44) 年に既に結成されていた「愛知県学童保育連絡協議会」は、粘り強く県および名古屋市に対して、助成要求を繰り返してきた結果、とうとう名古屋市は、1972(昭47)年の補正予算にて初めての補助金を計上した。

埼玉県においては、1973 (昭48) 年に埼玉県学 童保育連絡協議会が結成され、1972 (昭47) 年に 誕生している革新知事との初めての知事交渉がも たれている。

さてこのようにみてくると,1971 (昭46) 年 ~1975 (昭50) 年までの空白期間においては,各 都市においてさまざまな活動が粘り強く実施,継 続され,自治体の独自施策へと結びついてきてい ることが明らかになってくる。それは,立ち消え になるどころか,むしろ時代の要請に従ってます ます学童保育の必要性が増し,連絡協議会といっ た団体を結集させ,学童保育の存在を無視できな いほどの力を蓄えた結果であるといえる。

7. 子育て支援政策と学童保育

1980年代後半から1990年代にかけて、人口の高齢化と少子化との関連で、「子育て支援」が、活発に議論されるようになってくる。厚生省もこうした時代的背景にそって「子育て支援」政策を具体化してきているが、学童保育もこうした「子育て支援」政策の一環としてにわかに注目を浴びてくるようになるのである。

1991 (平3) 年の児童手当法改正に伴って、それまで余裕財源がある場合に限ってのみ限定的に実施できるとされていた社会福祉施設のための財源が、独自に確保できるようになり、また、1994(平6)年、厚生・文部・労働・建設の4省合意による「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」の理念を具体化するために設立された「子ども未来財団」創設のために、児童手当の社会福祉施設のための財源による300億円の基金が用意された。この「子ども未来財団」の行う事業の一つとして、「コミュニティー児童館」(E5)に対する補助事業が1995(平7)年に新たに誕生した。これは、社会福祉法人で実施する

学童保育事業に対して,補助を行おうとするものである。

また,エンゼルブランのうち「緊急保育対策等 5か年事業」(資料7-1)のなかに,当面保育対 策等として緊急に整備すべき目標として,「放課後 児童クラブ」の整備に具体的目標値が設定された。

8. 児童福祉法改正と学童保育

「児童福祉法等の一部を改正する法律」が、1997 (平8)年6月11日に公布され、1998 (平9)年4月1日から施行されることになった。これまで法律にその根拠があいまいであった学童保育所は、「放課後児童健全育成事業」として児童福祉法に明文化されることになった。

関係する条文は以下の通りである。

第6条の2億「放課後児童健全育成事業とは, 小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童で あって,その保護者が労働等により昼間家庭にい ないものに,政令で定める基準に従い,授業の終 了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊 び及び生活の場を与えて,その健全な育成を図る 事業をいう。」

第21条の11 (放課後児童健全育成事業の利用の 促進)「市町村は,児童の健全な育成に資するため, 第6条の2第6項に規定する児童の放課後児童健 全育成事業の利用に関し相談に応じ,及び助言を 行い,並びに地域の実情に応じた放課後児童健全 育成事業を行うとともに,当該市町村以外の放課 後児童健全育成事業を行うものとの連携を図る等 により,当該児童の放課後健全育成事業の利用の 促進に努めなければならない。」

第34条の7(放課後児童健全育成事業の開始等) 「市町村,社会福祉法人その他の者は、社会福祉 事業法の定めるところにより、放課後児童健全育 成事業を行うことができる。」

第49条「この法律で定めるもののほか、児童居 宅生活支援事業及び放課後児童健全育成事業並び に児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し 必要な事項は、命令で定める。」

第56条の6②(福祉の措置及び保障に関する連絡調整等)「児童居宅生活支援事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うよう努めなければならない。」

また,1997年9月25日「改正法施行に伴う関係 政令の整理に関する政令」が公布され,児童福祉 法施行令に放課後児童健全育成事業の基準が提示 された。関係する内容は以下の通りである。

第1条「児童福祉法第6条の2第6項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。」

1997年9月25日, 厚生省児童家庭局長通知「児童福祉法の一部を改正する法律に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」によれば, 放課後児童健全育成事業は「放課後児童健全育成

資料	7	_	1	目標値の推移

	94年度	95年度	96年度	97年度	99年度目標
放課後児童対策事業 低年齢児保育促進事業 開所時間延長促進事業 一時的保育事業 地域子育て支援センター事業 乳幼児健康支援デイサービス事業 多機能化保育所の整備	4,520 45 2,230 450 236 30 95年度	5,220 47 2,530 600 354 40 ~99年度	6,000 49 4,133 600 400	6,900 51 4,347 800 600	9,000ヵ所 60 万人 7,000ヵ所 3,000ヵ所 3,000ヵ所 500ヵ所

事業を行う際の政令で定める基準として,利用する児童の健全な育成が図られるよう,衛生及び安全が確保された設備を整える等により適切な遊び及び生活の場を与えて行うことを規定したものであること。本事業の運営にあたっては,本事業が児童福祉の観点から実施されるものであることを踏まえ,福祉部局,教育委員会等関係行政機関及び児童館や地域の児童や青少年の健全育成を行う団体との連携を図りながら,地域の実情に応じて,就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成に努めることが必要であること。」とされた。

9. 考察

(1). 学童保育は, 第6条の二⑥に位置づけられたが, 第39条(保育所) および第40条(児童厚生施設・児童館) との関係については結局ノータッチである。

全国学童保育連絡協議会は,歴史的に発足当初から,第39条の2を学童保育の根拠法令として環境改善活動を展開してきた。また,児童福祉法改正に伴う提言を「学童保育の制度確立を~私たちの提言~」(資料9-1)として1996年7月に発表している(#6)。しかし,改正法には,第39条の2との関係については,まったくふれられていない。

また、児童館・学童保育21世紀委員会は、1996(平8)年7月8日付で、「児童館・学童保育の法制化のあり方にむけて」(資料9-2)を発表しているが、そのなかにおいては、第40条(児童厚生施設・児童館)との関連で学童保育所を法制化すべきであると主張している。具体的には、「第40条の2(児童放課後施設)」として、「放課後児童施設は、保護者の就労等によって養護、監護を必要とする児童を保護育成することを目的とする。」とした条文案も提起している。1997(平9)年1月30日には「学童保育の法制化における今後のあり方について」(資料9-3)を発表している。そこでは、「学童保育が現場の先駆的な努力によって推し進められてきたことを積極的に継承する上から、法制化にあたっては、全国8、600カ所にわたるすべての学

童保育所が法的に位置づけられることを基本」にすべきとし^(は7),仮に第6条の2に位置づけるならば,同時に第40条並びに第39条における施設として併記するなどの措置をとり,児童福祉施設としての位置づけを明確にすべきとしている。

つまり、改正法では、学童保育の現場における 環境改善活動の歴史的な産物が、ほとんど生かさ れていないということが指摘できる。

(2). 歴史的な経過が生かされていない。

学童保育の歴史を整理してわかるように、法律的にもあいまいで、公的支援も不十分であったにも関わらず、常に発達してきた学童保育は、施策のない時代においてもやはりその存在を無視できないほどの存在理由を有し、今日に至っているわけである。歴史的必然性から発生した学童保育は、フォーマルな施策主導ではなく、インフォーマル主導の歴史でもあった。それは、常に先駆的に実践を積み重ねてきたその事実が、フォーマルな施策を誕生せしめたといえるのでなないだろうか。法改正によって法制化されたことは評価できるが、重要なことは、これまでの現場の実践に基づいた歴史的な経過が生かされているかどうかである。

(3). 児童福祉施設としての位置づけがされていない。

社会福祉事業法に基づく第二種社会福祉事業としての位置づけはされたが、児童福祉法上は、第6条の2に含まれるに止まり、児童福祉施設には含まれなかった。全国に8,000カ所を越える規模に成長し、保育所に次ぐ規模であるにも関わらず児童福祉施設としての位置づけがされなかったことは、歴史的事実に照らしても理解しがたい。

(4). 学童保育環境の改善や職員の労働条件の改善, 指導員の専門性や身分についての明確な説明がない。

学童保育の内容については、中央児童福祉審議会基本問題部会(1996年3月13日から開催)の、第6回(1996年6月24日)、第7回(1996年7月16日)において放課後児童対策として審議されている。また、1997(平9)年4月10日参議院厚生委

資料9-1

私たちが望む国の制度の内容

学童保育には、共働き・母子・父子家庭の小学生の故障後(巻・夏・冬休み等の学校休 樂中は一日)の生活を継続的に保障し、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守 |) 学童保育の役割が保障される法的な位置づけとそのための適切な条文が必要です るという役割があります。

法制化にあたっては、学童保育の役割が保障されるよう法的に位置づけられ、条文とし て適切に表現されることが必要です。

2)制度の内容には次のことを含めることが必要です

(1)子どもたちの生活の場に必要な内容を備えた学童保育専用の建物または部屋があ

もたちの毎日の生活が継続的に保障されるような内容を備えた学童保育専用の施設(室) ①学童保育は子どもたちの毎日の生活の場であり、たんなる遊び場ではありません。子! か必要不可欠です。

レ・手洗い場・台所設備・事務スペース・電話・個人ロッカー・くつ箱は最低必要です。 〇字童保育の施設には、子どもたちがゆったり過ごせる一定の広さが必要です。 部歴とし 〇字童保育には、生活の場に必要な政備・備品が備えられていることが不可欠です。トイ ては生活室、静養室、遊ぎ室が必要です。

(2)父母の労働日と労働時間が基本的に保障される関股日・関股時間とすること **3学業保育には近くに因外の遊び場が必要です。**

①学童保育は、学校開設日の放課後と、春・夏・冬休み等の学校休泉中の開設も含めて年 ②春・夏・冬休み等の学校休業日は、坂の勤務時間に見合った朝からの開設が必要です。 斯入学児童の入学式前からの受入れも必要です。 固を通して関数されることが必要です。

②陽故時間は、通動事情等も加味した父母の労働其際に見合って敬定されることが必要で ⑥土曜日、学校体業土曜日も、親の労働実際に見合って開設される必要があります。

(3)子どもたちに安定した毎日の生活を保障すること

①子ども自身が学童保育を生活の場として受け止め、よりところとできるようやすらぎの ある安定した毎日の生活を保障することが必要です。

そのためには以下の内容が最低限必要となります。

(イ) 一人ひとりの子どもの生活の援助 (ア) 子どもの健康管理、安全管理

(エ)遊びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助・働きかけ (ウ) 集団での安定した生活の維持

(オ) 家庭との連携 (子どもの状況把題、家庭との連絡・相談)

(カ) 学校との緊密な連携および地域の生活環境づくり

②降害を持っている子どもも入れるよう、施設監備や指導员の配置など条件監備が図られ なければなりません。

②学童保育に通う子どもたちが地域の他の子どもたちとともに迸ぶことを保保することが 必要です。そのためには学童保育内の生活だけではなく、学齢期にふさわしい地域のな かでの生活をつくることが必要です。

(4)指導員は専任・常勤で、ひとつの学童保育に常時複数の配置がされること

の中で独立して営まれています。一人では事故等の対処もできません。したがって専任 ①字童保育では、多様な子どもたちが一様に生活しています。指導員には、一人ひとりの 子どもの健康や安全を守り、自由な遊びの保障も含めて毎日の継続的した生活を扱助す る仕事があります。また、学校や保育所のように複数クラス制ではなくほとんどが地域 で常時複数の指導異配置は欠かすことはできません。

です。そのためには、準備や打ち合わせなどの実務も必要であり、フルタイム勤務が必 ②指導員は、(3)-①の(ア)から(カ)まで内容をもった毎日の生活を扱助するのが仕事 熨です。しかも、巷・夏・冬休みなどの学校休衆日は、1日開設であり、指導員は朝か らの勤務となります。

(5)父母の協力のもとに、子どもと地域の実際に即した創意ある生活をつくることを 保障すること ①学童保育における子ともの生活は、子ともたちの状況と地域の実態に即した創意ある内 容であることが必要であり、学童保育ごとの自主性が置んじられなければならないもの です。そのためにも父母会・保護者会との協力、連携が必要不可欠です。

②学童保育の生活内容についての「拍針」等をつくるならば、指導異が父母の協力を得て 創意ある実践ができることを保障する内容とすることが必要です。

(6)子どもたちの生活内容を充実させるために、指導費の研修内容を充実させ、労働

の地域・家庭環境、学校とのかかわりなどを把題し、子どもの気持ちや状況、課題をと **②そのためには、字重保育の役割と内容に即した研修と自主的な研修の機会の保障が必要** ①指導員は、子どもたちが安心して生活を送ることを保障しながら、一人ひとりの子ども らえた適切な提助をすることが仕事であり、専門的な知識・技能が求められます。 です。さらに、研修体系の確立と養成機関が必要です。 条件を改善し、社会的地位の向上を図ること

②指導異には、常動で仕事に再念でき、安定した生活が可能となる資金などの労働条件が

③以上のことを通して、指導員の社会的地位の向上を図ることが必要です。 保障される必要があります。

3)以上の内容をともなった学童保育が、必要とするすべての地域(子どもの生活圏、小 学校区単位)につくられ、財政的な保障も含めて将来にわたって安定して維持すること ができる国および地方自治体の制度の確立が必要です

法制化にともなう新たな施策の必要性

学童保育の英態は実にさまざまです。法制化によって既存の学童保育や指導員が法の通 用外になる場合には、新たに国および地方自治体は公的な施策を講じる必要があります。

児童団・学覧保育の法制のありおにむけて

是你们·学们保育21世纪委员会 平成8年 7月 8日

はこめに

子どもたちをとりまく環境は、荷山化や核薬板化、数しく市場化のすずむ社会にあって、 薬板機能の資本化や近隣地域社会の資料化をますます道限させ、その市路を作かしている。 数の管理不安、管理ノイローゼの多額や促進地域、そして値予度所においては不登後、い じめ、ひいては数数使用への誘躍やテレクラ等の他の商品化に巻き込まれ、子どもやその 業既を収り強く状況は繋製の収を抑している。

こうした中にあって、児俗福祉法40米に切示された児苗母生施設である児童自は、児留衛権法制定当初より地域のすべての子どものための福祉を担わされた施設であって、いわば地域の子どものウェルビーイングといった自己双契の向上を目指して位置付けられた投資を担わされてきている。ところが現状の児童自の数異数は次して充分な状況とは言えず、「唱会」と実際が発達していることも否めない現状がある。

また、学道保管は、地域の保護者の成労と子育でを支援し、利用者の制度化への切屈に も係わらず、今日まで送的位配付けがなされていない。鉱労する保護者の、切政なニーズ と子どもを収穫先する拠点からもいまやは初における未確がは放置できない収認にある。

これらの児気的と学虹な行は、阿谷ともに地域を共通基盤におきながら、学館用を中心とした子どもの間後に対して常にその役割を担ってきている点で、他の児童福祉機数に比べ関係性の深い分野としてこんにちにいたっている。

子どもたちをとりまく同図に対して、他分野、他施設との連携の中での初合的でより総合的な際位のとらえ直しが今後一層用型となってきている。その中にあって、とくに統的の犯点的の投資的の状況的の状況的の状況的な対策 機能の設定的な可能値や学信贷者のより発展的な機能の疑えなおしの必要社を強く感じる次第である。

のにとれた

1. すべての子どもを対象にした児児自の機能の再解価と学品な首の位置付けの必要性に しいて Oすべての地域の子ともの生活を以近先にする以出から、会们のすべての子ともとその米 以における、児童的と学位保育の機能を活用できる機会が保障される必要がある。

現存犯項的4 平力所介り、学校保育8 下力所含りといわれ、施設放では保育所に様々規模をなっているが、提供的の設置数は、いまだ会前医所付における非数に対たない状況であり、また近的保護付けのない学気保育を含め、再発ともに実際の地域や自治体によって選択及び設置に体や形態、規模、規模に対する設置数、機能等がさまざまであり、大きく指格が異なっている現状である。

こうした我が国のすべての fどもとその家族に対してサービスの会事な機会と四が保障されない状況は、いわば子育て・子育ちが、しやすい地域とそうでない場長との格派をうみだす。 ほともいえる

資料9-2

「相来にわたりすべての子どもたちにおけるウェルビーイングが保障されるように、例えば小学校医川位に必ず児童側と守備保質研究の機能が消費的に保証付けられるようはかられる必要がある。

そのため以下に近くる批判以上の両者の見体的な位置付けが、因当する政介、省令等の指領も会め、今後急勢であると名える。

2. 児童福祉法40条の見費しと学品保育の批判政化について

Oすべての子どもに児童的と学型保育の保健が保存されるために、建制度上の再省の平等な保証付けを含め製行の児童格社の四国朱文のあらたた民政しが必要であると考える。 民就しにあたっては、子どもたちの耐かれた地様や学校、家庭における人間関係の政外 中地域の教育・文化力に対する治完の必要性を重視し、児童師についても従来の機能を制 杯的に可解解された上で、より一層当代させる性格的な代雇付けを求めるものである。

また、両者の独別度上の位因付けとしては現行の切40条の平成しによる方法を依持する必要があると考える。児们巡回等の居外房生態数の数因については児童的に明日をせるものとして児童協権的数の疾指導等へがたに仏民付け、児童自ならびに学祖保育を明確に関行の施設として位置付ける意味介いから、以下のような名称による名項を認案するものませる。

. M. W. COLOR)

340条「児童園はすべての児童の身を組やかに育成するため、文化、芸術、スポーツ、 自然・社会体験や科学技術等の展現に努めるとともに、地様の児童家の生態支援を促す ことを目的とする。」

[児前放群後施設]

第40余の2「児童故証後版数は、保護者の飲労等によって教育、張謨を必要とする児童を保護付成することを目的とする。」

¥ 以小价是重定庭局長 侧田 吉男

见前前,学童保育21世纪委员会 代双 小木 双代子

学選保育の法制化における今後のあり方について

児高家庭福祉胎界としてのエンセルブランが筑定されて以来、父母の彼労と子育てを固が支援し、学 節問の子どもたちが女心して終やかに過ごせる環境を挽えるための弦剣成上への位置付けがますます ゲベ気庁の説剣化に関しては、これまで敷成かにわたる父のや現場からの夏賀を受け、国会でもそ の火現化に向け三度状態されるなどの経過を経ています。子どもの権利条約が抵滞され、国をあげた

昨年12月3日に公安されたこの戊の中央児戲和社茶廳会店木間図符会の中間製售では、とくにこ の字弦な行の法制化に関して、「児童福祉体系の中に初極的に位置力けることを検討すべき。」との 兄弟が示され、これを受けて具体的な法案作成の作取が税な巡行中であると伝えられます。制定50 **圷を迎えた児童衛性法改正におけるひとつの大きな意義は、この学館保育の法制化にあると言っても** 当君ではなく、私たちはこうした中国報告がまとめられたことを評価するとともに、この概会を逃す ことなく、父母や子どもたちが別捨する法制化が以及することを願わずにはいられません。 爪災な意義をもってきております。

とくに守信保育に関する今後の具体的な法表正案の取りまとめにあたっては、以下の事項がぜひと) 基本的な扱点として略まえられることを強く希望し中し上げます。

1. 学符保育の具体的な法則上の位置付けについては、予どもの権利条約の拠点をもとに、利用者で ある子どもと親の権利が質的及び財政上にも公的に保阿がなされ、特米にわたる地域の子育て支援 の用い手として常にその向上がはかれるような位別付けであること。

例化にあたっては全国 8,600 か所にわたるすべての学点保育所が弘的に依頼付けられることを基本と 2, 学欣保育が現場の先輩的な勢力によって権し進められてきたことを勧係的に継承する上から、故 したものであること。また、仮に一定の基準に进しない施設がある場合には何らかの経過部別を衝 り込むものであること。

3, 上記の2点を贈まえた、多様な施設形態となっている学点保育現場の次部に見合う法 知化であ 同時に卯四十年並びに第三十九余にねける編数として卯配するなど、邦朶北びに施設としての伶町 ること、そのため領えば、現行児素福祉法の第六条のニに位配付けることが考えられるとすれば、 付けが必要であると考える。

多名的庄保用好可曝亡示者扎着七仞之往名点之。 机保防垃圾剂料令入所现件,入所手貌者在七の利 田谷尾の砲出に際しては、広へ名用者や脱臼の紅兄が反映される際公が対けられることを注むもの 4。比如:の公民にけによるなか今後の国道法令等の祭職にあたっても、子どもと親の権(利に対す

そのため以下に述べる批判以上の再次の現体的な位置付けが、関連する政令、给令等の 且小学校区印位に必ず児童的と学童以作出者の機能が行機的に保証付けられるようはから

2. 児前指袖法40条の見直しと学前保育の法数度化について

旅館も合め、今後色所であると名える。

哲本にわたりすべての予どもたちにおけるウェルビーイングが保障されるように、例え

〇すべての子どもに児童的と学位保育の環他が保障されるために、法却仮上の両者の平等 や地域の教育・文化力に対する袖完の必要性を重複し、児童的についても従来の機能を勧 見们しにあたっては、子どもたちの別かれた地域や学校、深近における人間関係の母外 な代別付けを含め現行の児童福祉法の関連条文のあらたな見置しが必要であると考える。 原的に再解解された上で、より一層強化させる性格的な位置付けを求めるものである。

ものとして児童福祉能数型兵法的な人がたに役毀付け、児童自ならびに学園保育を明確に **内打の施設として位置付ける意味介いから、以下のような名称による各項を投案するもの** また、両者の法制度上の位置付けとしては現行の抑40条の手折しによる方法を使討す る必要があると考える。児童滋園等の用外厚生施数の設置については児童のに併設させる

()25(1)

自然・礼会体験や科学技術等の展現に努めるとともに、地域の児童家庭の生活支援を促す **消40条「児童的はすべての児前の心引を娘やかに育成するため、文化、芸術、スポーツ、** ことを目的とする。」

[见前放那卷施設]

第40条の2「児童放射後胎製は、保護者の処労等によって疫育、院護を必要とする児童 を収拠育成することを目的とする。」 員会「児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、「放課後児童健全育成児童の全国的な拡充に努めるとともに、公共施設の一層の活用を図ること。」とされ、1997(平9)年5月30日衆議院厚生委員会「児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」においては、「放課後児童健全育成児童の全国的な拡充について、国としても所要の努力を行うとともに、公共施設の一層の活用を図ること。」とされた。

よって,こうした審議内容や付帯決議を重視し, ただちに環境改善にむけての措置を講ずるべきで ある。

また、学童保育所指導員の専門性の確保は、「放課後児童健全育成事業」の質の向上と密接な関係があると考えられる。法律に明文化されることのみならず、あくまで、効果的な研修制度の確立と現場実践の積み上げによる質の向上が重要である(EB)。

(5). 財政的な問題が依然として存在する。

1991 (平3) 年からの「放課後児童対策事業」においては、たとえば1997年度の補助額は、1ヵ所あたり年間110.5万円であった(E9)。法改正によって学童保育所は、「放課後児童健全育成事業」としての位置づけを与えられたが、その対象となる学童保育所は20人以上在籍者がなければ第二種社会福祉事業として届け出ることができず、補助対象にはならない。また委託を含む市町村事業でなければ国庫による予算補助も行えないことになっている。これでは、「放課後児童対策事業」とはとんど変わりはなく、しかも、補助額が依然低い水準であるならば、抜本的改正がない限り、学童保育所の環境改善や指導員の安定した確保は事実上あり得ない(E10)。

10. ま と め

学童保育の現状を児童福祉法の改正というビッグプロジェクトにからませて、考察してきた。その際、学童保育が積み上げてきた歴史的事実を重視し参考にすることで、「放課後児童健全育成事業」の到達点と今後の方向性を分析したわけであ

る。しかし法制化されたことイコール学童保育の向上と諸手をあげて喜ぶわけにはいかないようである。むしろこれまでの学童保育の環境改善活動を継承し、同時に、その中身としての質の向上をめざしていくことも重要である。

(注)

- 1.「学童保育」および「学童保育所」という名称は、法的に規定されたものではない。たとえば、1996(昭41)年の文部省「留守家庭児童会補助事業」においては、「留守家庭児童会」。1976(昭51)年の厚生省「都市健全育成対策事業」においては、「児童育成クラブ」。1991(平3)年の「放課後児童対策事業」においては、「児童クラブ」と補助事業によって呼び名が違ってくる。しかし、歴史的事実として、「学童保育」および「学童保育所」という名称が一般的に使用されてきているので、ここでは、混乱をさける意味でも「学童保育」「学童保育所」という統一した名称を使用する。
- 2. 大阪市は,全国に先駆けて,西淀川児童館, 生野児童館,城東児童館の3児童館を1948(昭23) 年に設置した。
- 3.「都市児童健全育成事業」は、(1)民間指導者養成事業、(2)関庭開放事業、(3)児童育成クラブの設置育成事業、(4)すこやかテレホン事業によるメニュー事業となっている。事業総額の推移は資料Aの通りである。
- 4.「放課後児童対策事業」が定められている「放課後児童対策事業実施要綱」(厚生省児童家庭局長通知「放課後児童対策事業の実施について」平成3年4月11日児発第356-1号)は、その後、1995年に一部改正(平成7年4月3日児環発第25号・厚生省児童家庭局長通知)され、現在にいたっている。

なお、「放課後児童対策事業」の予算総額の推移 は資料 B の通りである。 5.コミュニティー児童館整備事業は、(保育所併 設型民間児童館等事業を含めて)保育所併設型民 間児童館等事業費として、1997(平9)年度には 7億3,000万円が計上され、1998(平10)年度の予 算案では、6億9,000万円となっている。また、整 備カ所数は、1997(平9)年度30カ所、1998(平 10)年度案では30カ所となっている。

6. ただし、その内容に、第39条の具体的な記述はない。

7. 学童保育所の定員が20人以上でないと「児童 クラブ」として補助の対象とならない。したがっ て,たとえば、1996(平8)年の学童保育所総数 は8,600カ所をこえているが,補助対象数は,6,000 カ所にとどまっているのである。

ただし、改正法では、「おおむね20人」となって おり、厚生省も、柔軟に対応するとしている。

8. 児童館職員(児童厚生員)や学童保育所指導

資料 A

資料 A				
年度	予算総額	補助単価	対象クラブ数	学童保育所数
1976	1億1,700万円	30 万円	725ヵ所	1,932ヵ所
1977	1億0,800	30	925	
1978	1億1,240	32.4	925	3,000
1979	1億4,500	44.1	925	
1980	1億4,969	45.6	925	3,938
1981	1億5,643	47.7	925	4,288
1982	2億1,862	50.2	1,275	4,739
1983	2億6,000	50.2	1,665	4,910
1984	2億8,535	51.2	1,850	5,193
1985	3億2,655	52.9	1,996	5,449
1986	3億7,000	55.9	2,142	5,749
1987	4億0.168	57	2,288	5,938
1988	4億2,842	57.8	2,434	6,100
1989	5億2,943	69	2,580	6,310
1990	0,00,040		2,726	6,708
1990				

学童保育所数については全国学童保育連絡協議会調べ

資料 B

	補助単価	対象クラブ数	学童保育所数
			7,017ヵ所
	1	1	1,021 2 //
• - •		1	7,516
•		4,520	7,863
· - ·	1 200	5,220	8,143
	110.5	6,000	8,605 × 2
	110.5	6,900	
	予算総額 10億1,832.3万円 12億2,150.3 14億0,643.1 17億9,577 20億9,267.8 24億1,673.3 31億3,180	10億1,832.3万円 103 万円 12億2,150.3 105.5 14億0,643.1 107.6 17億9,577 109 ※ 1 20億9,267.8 109.9 24億1,673.3 110.5	10億1,832.3万円 103 万円 2,966 ヵ所 12億2,150.3 105.5 3,471 14億0,643.1 107.6 3,920 17億9,577 109 ※ 1 4,520 20億9,267.8 109.9 5,220 24億1,673.3 110.5 6,000

学童保育所については全国学童保育連絡協議会調べ

^{※1,1994}年度より開設日数や児童数などに応じた「加算」が、別途補助されるように なった

^{※ 2 ,} 厚生省育成環境課調べ

員の専門性の確保と質の向上のために、各都道府 県において、全国児童館連合会との協力により、 指導者研修会が実施されている。一定の講習を終 了した者には、全国児童館連合会が認定する「児 童厚生二級指導員」資格が付与される。また、こ の認定資格には、「児童厚生一級指導員」「児童健 全育成指導士」の上位資格が用意されている。 1998(平成10)年度新規認定校をあわせると、短 期大学や専門学校の11校14課程においてこれらの 資格課程が設置されている。このうち「大阪総合 福祉専門学校」は、その前身である「大阪保育研 究所附属保育・学童保育専門学院」にて1985(昭 60)年より、学童保育所指導員を養成してきた。

また、学童保育「指導員」という名称について、「放課後児童対策事業実施要綱」(1995年)では、「放課後ケアワーカー」となっている。しかし、その位置づけは、経費補助基準から非常勤とされている。

9. 事業の実施主体は、市区町村であり、事業費の1/2を保護者負担、1/2を予算補助とする。予算補助の負担割合は、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3である。

10. 放課後児童健全育成事業の, 1998 (平10) 年 度予算案は,対象児童クラブ7,900ヵ所,予算総額 46.5億円となっている。

参考文献

- ・片居木英人 植木信一他 『きらめいて子ども 時代~児童福祉への第一歩』 宣協社 1997
- ・児童館・学童保育21世紀委員会 『21世紀へむけて 児童館・学童保育プレリュード〜緊急改革提言〜』 萌文社 1994
- ·全国学童保育連絡協議会 『学童保育年報 (No.1)』 一声社 1978
- ・全国学童保育連絡協議会 『学童保育のすべて V. 制度化をめざして』 一声社 1981
- ・全国学童保育連絡協議会 『学童保育 実態と 改善の課題』 自治体研究社 1989
- ・東京都学童保育指導員労働組合 『東京の学童 保育運動』 ささら書房 1972
- ・「学童保育の法制化に関する資料集」 全国学童 保育連絡協議会 1996
- 「児童厚生員研修の体系化~資格認定制度の基本的考え方~」全国児童館連合会